

○茨城県立医療大学附属病院副院長及び部長の任期の特例に関する規程

〔平成12年10月18日〕  
〔第93回教授会〕

平成12年11月30日において現に茨城県立医療大学附属病院における副院長の職にある者及び部長の職にある者の任期については、その終期を平成13年3月31日とする。

付 則

この規程は、平成12年10月18日から施行する。